

この文書は、松山市立小学校と松山市教育委員会事務局が作成した報告書の概要版です。

1 事案の概要

令和7年10月21日（火曜日）3時間目終了後、関係児童A、Bは対象児童が好意を抱く異性を探る相談をして、関係児童Cに意見を求め、同じ学級の女子児童Dを思い付いた。昼休み、関係児童Aが女子児童Dの名前で、放課後に対象児童を近所の公園に呼び出す手紙を書いて対象児童に渡した。関係児童B、Cは、その様子を見ていた。

対象児童が、自宅で母親に手紙を見せた際に、母親が手紙に違和感をもち、女子児童Dの家庭に連絡したところ、女子児童Dが手紙を書いていないことが分かった。午後6時頃、母親から学級担任に連絡があり、本件を認知した。

その後も状況が改善せず、令和7年12月に対象児童の保護者が松山市教育委員会に連絡し、いじめ重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号 不登校重大事態）として認定し、対応した。

2 当該事案の事実経過から確認できる事実

令和7年10月21日（火曜日）3時間目終了後、関係児童A、Bは対象児童が好意を抱く異性を探る相談をして、関係児童Cに意見を求め、女子児童Dを思い付いた。

同日の昼休み、関係児童Aが女子児童Dの名前を使って、放課後に対象児童を近所の公園に呼び出す手紙を書いた。関係児童B、Cは、その様子を見ていたものの、制止したり、注意したりしなかった。また、関係児童Aは、周囲の児童数名に手紙を書いたことを話した。

同日の5時間目が始まる前、関係児童Aが対象児童に声を掛け、手紙を渡した。関係児童B、Cは、その様子を見ていたものの、制止したり、注意したりしなかった。

同日の放課後、塾で、対象児童はもらった手紙を関係児童Cに見せた。関係児童Cは、それがうその手紙であると知りながら、指摘しなかった。

帰宅後、対象児童が、自宅で母親に手紙を見せた際に、手紙に違和感をもちた母親が、女子児童Dの家庭に連絡したところ、女子児童Dが手紙を書いていないことが分かった。

この事実が明らかになって以後、対象児童は登校できなくなった。

3 学校及び学校の設置者の対応等

(1) 学校の対応

学校は、対象児童の保護者から連絡を受けた令和7年10月21日（火曜日）に事案を把握し、翌日以降、直ちに関係児童から聴き取りを行い、管理職を含め、校内で情報を共有した。その結果、本件をいじめとして認知し、校内のいじめ防止対策委員会を開催し、事実関係の確認や今後の対応を協議した。また、関係児童やその保護者に、本件行為の問題性を指導し、対象児童やその保護者に謝罪の機会を設けるなど、関係修復に向けて対応を進めた。加えて、学級全体の状況を把握するため、アンケート調査を行い、児童間の人間関係や学級の雰囲気を確認し、学級で指導するなど再発防止に向けて取り組んだ。

その間、対象児童の保護者が担任に依頼した学習プリントが届かなかったり、前日と同じ課題が送られたり、学校からの手紙が、対象児童が不登校になってから2週間以上経って届いたりし、保護者が不信感を抱いた。

また、学校が子ども同士の謝罪の場を設けようとしたため、対象児童の保護者と児童は、対象児童

が関係児童を許せる気持ちが持てないまま、形式上、謝罪を受け入れてしまうのを危惧し、互いの保護者が立ち合っただけの謝罪の場を望んだ。一方、学校は子ども同士の謝罪にこだわり、教育委員会の同意がない状況で、「教育委員会も同意している」、「学校は学びの場であって、謝罪の場ではない」と発言したことや、対象児童の保護者が何も発言しないので謝罪の場に立ち会わせてほしいと依頼した際、学校は「対象児童の保護者は関係児童の前で冷静でいられないだろう」と発言したことで、対象児童の保護者は精神的な苦痛を感じた。また、対象児童が転校する際、対象児童の保護者への確認が不十分な状態で転校先の学校に情報を提供するなど、最後まで保護者の不信感を拭えなかった。

本件の結果、対象児童が登校できない状況が続いたことから、対象児童や保護者の不安や心情により丁寧に寄り添った対応や支援の在り方の改善が必要であったと考えられる。特に、対象児童の心理状況をくみ取り、対象児童本人への聴き取りは実施していないが、対象児童の思いや状況を把握し、どのように支援していくかをより丁寧に対応する必要があった。また、アンケートで本事案について直接の記載はなかったものの、学級内での言葉遣いや児童間のやり取りに関し課題がうかがえる記述があり、日頃から児童間の関係性や学級の雰囲気や学級の状況を丁寧に把握し、児童が安心して学校生活を送れる環境づくりを一層進めていく必要があった。

(2) 学校の設置者の対応

学校の設置者である教育委員会は、学校からの報告を受け、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての対応を学校と協議し、事実関係の整理や調査の進め方を指導や助言した。

また、学校が実施した関係児童への聴き取りやアンケート調査の結果などの報告を受け、対象児童や保護者の不安や心情に配慮して対応するよう学校に指導や助言した。

加えて、学校教育課担当者が学校を訪問し、管理職と学級の状況や児童の様子を確認し、児童が安心して学校生活を送れる環境づくりや、学級全体への指導の在り方を協議した。

(3) 学校と学校の設置者の対応に係る考察

本件は、児童間の行為で対象児童が心身の苦痛を受け、登校が難しい状況になり、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として対応することになった。学校は、事案を把握した後、関係児童への聴き取りやアンケート調査を行うなど事実関係の確認を進め、関係児童を指導し、保護者に説明するなどの対応をしている。一方、結果として対象児童が登校できない状況になったため、対象児童の心理状況や保護者の心情により丁寧に寄り添い、対応する必要があったと考える。

教育委員会は、本事案を学校から報告を受けて状況を確認し、学校に助言するなど、学校と連携して対応してきた。一方、児童が登校できない状況になったことは、学校と一層緊密に連携しながら、対象児童への支援や保護者への説明の在り方を、これまで以上に丁寧に助言や支援していく必要があったと考える。

4 当該事案への対処と再発防止策

(1) 当該事案への対処

関係児童への指導は、教育委員会担当者が同席し、それぞれの保護者が立ち合い、謝罪の場を設け、謝罪が行われた。引き続き、これからも3人の関係児童の学校生活を見守り、状況に応じて指導していく必要がある。

対象児童は、「松山わかあゆ教室」（松山市教育支援センター事務所）に通室し、学習機会を確保できたが、2月末に市外へ転居することになった。転校先の小学校では、落ち着いた学校生活を送ることができた。

(2) 学校の設置者や学校がとる措置

【松山市教育委員会がとる措置】

今回の件を踏まえ、いじめ事案やいじめの重大事態の取り扱いについて、市内教職員へ周知徹底するため、校長研修会（令和8年4月実施）で、学校教育課長が市内小中学校長に、改めてガイド

ラインに基づき対応するよう指導した。また、生徒指導主事研修会（令和8年1月実施）で、学校教育課指導主事が市内小中学校の生徒指導主事に、いじめの重大事態発生時の初期対応の大切さを啓発し、児童生徒や保護者の不安や心情に寄り添った対応に努めるよう指導した。

【学校がとる措置】

学校では、互いの違いを認め支え合い、心のつながりを感じ取れる支持的な学級づくりを進める必要がある。そのため、外部講師を活用した教職員研修を実施し、温かな学級経営に関して理解を深め、その成果を日々の授業実践に生かすよう努めなければならない。

また、縦割り班活動や児童会活動で、いじめ未然防止の取組を充実させ、学年団を中心に複数の教職員が見守りを続け、児童の小さな変化にいち早く気付ける体制の整備に努める。

さらに、児童の気持ちに寄り添った言葉掛けや支援で、安心して相談できる環境づくりを進めるとともに、日頃から家庭との連携を密にし、些細な兆候も早期に把握し、適切に対応できるよう努める。また、PTA総会などの機会を活用し、学校のいじめ防止基本方針や校内外の相談窓口について継続して保護者に周知していく。